

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5		府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （地方消費税）		
要望項目名	医療に係る消費税の課税のあり方の検討		
要望内容（概要）	<p>医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方税法第72条の78、消費税法第6条、消費税法施行令第14条</span>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) (単位：百万円)</p> <p>[改正増減収額] —</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民に必要な医療・介護を提供するという高い公共性を有している医療機関や介護サービス提供事業者等が、安定した経営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成25年度与党税制改正大綱の検討事項において、「医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」とされている。</p> <p>税制抜本改革法、三党実務者合意により、8%引上げ時において、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされたことから、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」を設置。8%引上げ時の対応として、診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療等に上乗せすることで対応するという方向で議論がなされている。また、10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制における抜本的な解決を強く要望している。</p> <p>※ 介護保険制度における手当のあり方については、医療保険における議論の動向を踏まえつつ、社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会で議論のうえ、社会保障審議会介護給付費分科会で結論を得ることとされている。8%引上げ時の対応として、介護報酬と別建ての高額投資への対応は行わず、介護報酬の中で、基本単位数等に上乗せすることで対応するという方向で議論がなされている。また、10%引上げ時の対応として、8%引上げ時の対応を踏まえ、医療保険における議論の動向も見ながら、引き続き検討することとしている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医療・介護の公共性に配慮した消費税の適切な負担
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行は社会保険診療報酬及び介護報酬で対応
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 25 年度与党税制改正大綱において、医療に係る税制のあり方については、検討し、結論を得る、とされていることから、引き続き要望することが妥当である。
	ページ	5 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成9、20、21、22、23、24、25年度要望